

◇大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

- 1 入札保証金及び契約保証金の納付に代えて金融機関の保証等を提供することができる契約の範囲を改めることにしました。
- 2 契約についての給付の完了の確認のために必要な検査の方法を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部管財課)